

車両関係の表示に関する規則改正について

2025 年 1 月 1 日から車両関係の特別規定 SP962 が改正され、完全に梱包された車両やオーバーパックされた車両に関しては、品名、国連番号、標札等の表示が必要になりました。また従来不要となっていたコンテナへの標識及び国連番号の表示(国連番号の表示は、同一国連番号のみの危険物を収納し、その総質量が 4,000kg を超える場合のみ)が必要となりました。

対象となる国連番号・品名

国連番号	品名 日本語名	品名 英語名
3166	車両（引火性高圧ガスを燃料とするもの）、車両（引火性液体類を燃料とするもの）、車両（引火性高圧ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）又は車両（引火性液体類を燃料とする燃料電池を動力源とするもの） （備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）	VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED or VEHICLE, FLAMMABLE LIQUID POWERED or VEHICLE, FUEL CELL, FLAMMABLE GASPOWERED or VEHICLE, FUEL CELL, FLAMMABLE LIQUID POWERED
3171	車両（蓄電池を動力源とするもの）又は装置（蓄電池を動力源とするもの） （備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）	BATTERY-POWERED VEHICLE or BATTERYPOWERED EQUIPMENT
3556	車両 （リチウムイオン電池を動力源とするもの） （備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）	VEHICLE, LITHIUM ION BATTERY POWERED
3557	車両 （リチウム金属電池を動力源とするもの） （備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）	VEHICLE, LITHIUM METAL BATTERY POWERED
3558	車両 （ナトリウムイオン電池を動力源とするもの） （備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）	VEHICLE, SODIUM ION BATTERY POWERED

特別規定 SP962 の表示に関する改正内容

船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第 1 備考 6 (6)

SP962 2024 年 12 月 31 日まで 1 略 2 標札等を付し、又は品名等を表示することを要しない。
SP962 2025 年 1 月 1 日から 1 略 2 容器、木枠又は他の梱包材で完全に収納(オーバーパックを含む。)された車両を除き、標札を付し、品名等を表示することを要しない。車両を収納したコンテナ又は自動車等には、標識を付し、規則第 28 条第 4 項の規定に従い、国連番号を表示すること。

規則第 28 条第 4 項の規定の意義

同一国連番号のみの危険物を 4,000kg を超えて収納するコンテナには、四側面に国連番号の表示が必要です。コンテナに国連番号を表示する方法は、国連番号を高さ 65mm 以上の黒色の数字で、正標識内の下部に白地の枠を設け表示する、または第 2 号様式国連番号用表示を使用して表示する方法があります。

お問い合わせ先

一般財団法人 新日本検定協会 安全環境室
TEL : 03-3449-2818 FAX : 03-3449-0355
メールアドレス sklabel@shinken.or.jp